

認定こども園百華保育園 登園許可証明書

お子さまが感染症にかかれた場合は、集団生活や流行をできるだけ防ぐためにも、必ず医師の診断及び治療を受けられ、集団保育が可能かどうかの判断をしてもらってからの登園をお願い致します。

お手順をお掛けしますが、医師に登園許可証明書を記入してもらい保育園にご提出ください。

★組名・園児名は保護者が記入してください。

認定こども園百華保育園 組名

組 園児名

疾患名 該当欄に○をお願いします		登園のめやす
	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日経過するまで
	麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過してから
	風しん	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化してから
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化してから
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹は発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
	結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
	咽頭結膜炎（アデノウィルス・プール熱）	主な症状が消え 2 日経過してから
	流行性角結膜炎	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消えてから
	百日咳	特有の咳が消えるまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
	腸管出血性大腸菌感染症（O-157 等）	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから
	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
	ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノ等）	嘔吐、下痢などの症状が治まり、普段の食事がとれること。また医師により登園が認められるまで
	その他	

上記園児の疾患は、他児への感染のおそれはないと認められますので、

令和 年 月 日から登園許可と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名又は

医師名

